

適合性判定の委任について

建築物省エネ法第 15 条第 1 項では、所管行政庁は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に適合性判定の一部又は全部を委任することができる規定が設けられています。登録建築物エネルギー消費性能判定機関が適合性判定を行うには、平成 29 年 4 月 1 日以後に所管行政庁が委任することが必要となっています。

東京都（市街地建築部建築指導課・多摩建築指導事務所建築指導第 1～3 課）は、法第 15 条第 1 項に基づき、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に適合性判定の全部を委任しています。委任は、東京都告示で定めています。

なお、東京都以外の所管行政庁の委任の状況については、各所管行政庁のお問合せ下さい。